

## 役員報酬等支給基準

役員報酬等支給基準の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（以下「センター」という。）の定款第36条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員に対する報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員に対する賞与及び退職手当は支給しない。
- 3 非常勤役員に対する報酬は支給しない。ただし、非常勤役員が特別な職務を執行した場合を除く。

(報酬の額の決定)

第4条 理事の報酬総額及び常勤の理事の報酬額は、それぞれ別表1「理事の報酬総額」及び「常勤理事の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

- 2 センターは、理事会の承認を得て、前項の規定の範囲内で常勤の理事各々の報酬の額を決定し支給することができる。
- 3 監事の報酬額は、別表1「監事の報酬額」に定める金額の範囲内とする。
- 4 センターは、評議員会の承認を得て、前項の規定の範囲内で監事の報酬の

額を決定し支給することができる。

(報酬の支給日及び支給方法)

第5条 前条第2項における常勤の理事への報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 前条第4項における監事への報酬は、必要の都度支払うことができるものとする。

3 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第6条 センターは、常勤役員に対し、その通勤の実態に応じ通勤費を支給することができる。

(費用)

第7条 センターは、役員の職務執行に要する費用を支弁することができる。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則1 この規程は、公益財団法人北海道科学技術振興センター設立の登記の日から施行する。

別表 1

内容	金額
理事の報酬総額	2, 5 5 0 万円以内
常勤理事の報酬額	8 5 0 万円以内
監事の報酬額	5 0 万円以内